

富士見市空家等対策補助制度一覧

令和3年10月

補助制度	概要
① 空家除却補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された <u>1 年以上居住等していない</u> 空家を除却（解体）する場合、除却工事費の 1/3（ 最大 30 万円 ）を補助する。
② 空家除却に係る固定資産税等相当額補助金 (R3 年度開始)	<u>空家除却補助金</u> を使用して除却した跡地を <u>更地のまま</u> 他の用途で使用していない場合、固定資産税等の増額相当（ 最長 2 年分 ）を補助する。
③ 空家移住定住促進補助金 (R3 年度開始)	市外からの移住や市内転居による定住のため、 <u>空家を購入して改修工事</u> を実施する場合、改修工事費の 1/3（ 最大 20 万円 ）を補助する。
④ 隣地統合促進補助金	<u>狭小地又は未接道地</u> とその隣地を統合する場合、統合に係る費用（土地の買取費用や登記費用等）の一部を補助する。 ④A 50 m ² 未満の狭小地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/3（ 最大 30 万円 ） ④B 再建築不可の未接道地とその隣地の統合の場合：対象経費の 1/2（ 最大 50 万円 ）
⑤ 空家利活用補助金	<u>地域の活性化</u> 等に資する空家の利活用事業を実施する場合、空家の改修工事費の 2/3（ 最大 80 万円 ）を補助する。 例：子ども食堂、高齢者サロン、アートギャラリーなど

【問合せ】

富士市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ

住所：富士見市大字鶴馬 1 8 0 0 番地の 1

電話：0 4 9 - 2 5 2 - 7 1 2 7